



## 立入検査結果について

東京都健康安全研究センター広域監視部  
建築物監視指導課建築物衛生担当

### 立入検査で確認する主な内容

#### 1. 機械器具の整備・維持管理状況

- ・登録に必要な機械器具を有しているか
- ・申請内容と一致しているか

#### 2. 検査室の整備・維持管理状況

- ・水質検査を適確に行うことができる検査室を有しているか

#### 3. 帳簿書類の整備状況

- ・必要な書類を作成しているか
- ・水質検査方法や機械器具等の維持管理方法が厚生労働省告示第117号に示す項目に適合しているか

### 機械器具

①	高圧蒸気滅菌器 及び 恒温器
②	フレームレス-原子吸光度計 又は 誘導結合プラズマ発光分光分析装置 又は 誘導結合プラズマ-質量分析装置
③	イオンクロマトグラフ
④	乾燥器
⑤	全有機炭素定量装置
⑥	pH計
⑦	分光光度計 又は 光電光度計
⑧	ガスクロマトグラフ-質量分析装置
⑨	電子天秤 又は 化学天秤

### 検査室

- 実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。
- 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。
- ドラフトチャンバーが設置されていること。
- 必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。
- 細菌学的検査を行う場所と理化学検査を行う場所は区別されていることが望ましいこと。
- 天びん台など必要な部分に防振装置が施されていること。

令和2年4月1日の『審査基準』の改正により、「ドラフトチャンバー」以外の項目が追加されました。

### 帳簿書類

- 機器管理台帳
- 薬品管理台帳
- 水質検査結果書
- 廃液・廃棄物処理記録
- 業務分担表



水質検査方法や機械器具等の維持管理方法が厚生労働省告示第117号に適合しているかを確認

### 厚生労働省告示第117号

1. 水質検査方法（厚生労働省告示第261号のとおり）
2. 試料採取後の速やかな検査実施、検査試料の冷暗所保存
3. 水質検査結果の保存（5年間保存）
4. 試薬・標準物質の保管（施錠できる保管庫等）
5. 機械器具等の定期的な点検・整備等、点検記録の保管
6. 業務を委託する場合の手順、業務実施状況の把握方法
7. 苦情及び緊急時の連絡体制の整備

水質検査結果

1 検査結果 (登録要件)

項目	検査項目	判定	備考
水質検査項目	臭気、濁度、色度、透明度、pH、溶存酸素量、水温、総有機炭素量、総無機炭素量、総窒素量、総リン酸量、アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、アンモニア態リン、亜硝酸態リン、硝酸態リン、アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、アンモニア態リン、亜硝酸態リン、硝酸態リン		

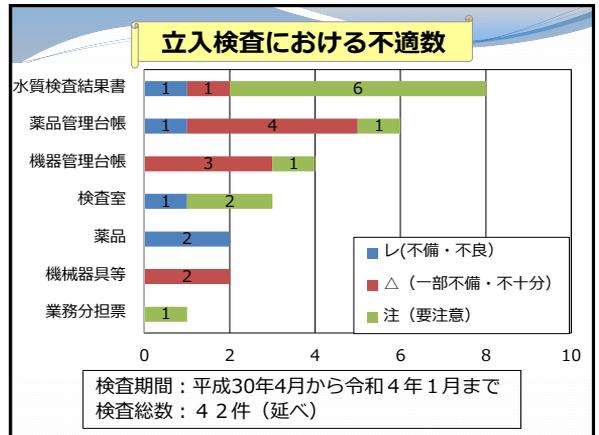
2 監視結果

項目	検査項目	判定	備考
監視項目	臭気、濁度、色度、透明度、pH、溶存酸素量、水温、総有機炭素量、総無機炭素量、総窒素量、総リン酸量、アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、アンモニア態リン、亜硝酸態リン、硝酸態リン		

3 指導事項

特別監視方法  突発・異状  一般・平常  一般・平常・不十分

監視回数  1回  2回  3回以上



## 不適要因①：水質検査結果書

- 水質基準項目や基準値の表示に誤りがある。
- 公定法に適合していない。
- 検体名、採水年月日、検査年月日、試験目的、検査実施者名、判定、基準値等のいずれかの記載がない。

## 不適要因②：薬品管理台帳

- 薬品管理台帳を作成・保存していない。
- 薬品の残量の記載が不明確である。

### 薬品管理台帳

薬品管理台帳 (例)

一般	品名	容器	品質・形状	単位
危険物 毒物 劇物				
年月日	投入量	使用量	在庫量	使用目的
				薬品担当者等
				使用者

## 不適要因③：機器管理台帳

- 機器管理台帳を作成・保存していない。
- 点検記録を記載していない。

